

○ 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第3 運営</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の（1）及び（2）に掲げる場合をいう。</p> <p>（1）必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ <u>地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）</u>が借り入れる場合</p> <p>（2）（略）</p> <p>5～9 （略）</p> <p>（別紙） －要領例－ ○○市特別融資制度推進会議設置要領</p>	<p>第3 運営</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の（1）及び（2）に掲げる場合をいう。</p> <p>（1）必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（2）（略）</p> <p>5～9 （略）</p> <p>（別紙） －要領例－ ○○市特別融資制度推進会議設置要領</p>
<p>第1 目的</p> <p>この要領は、○○市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要事項を定めることを目的とする。</p> <p>（対象とする資金）</p> <p>①農業経営基盤強化資金</p> <p>②農業経営改善促進資金</p> <p>③経営体育成強化資金</p> <p>④青年等就農資金</p> <p>⑤スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金</p>	<p>第1 目的</p> <p>この要領は、○○市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要事項を定めることを目的とする。</p> <p>（対象とする資金）</p> <p>①農業経営基盤強化資金</p> <p>②農業経営改善促進資金</p> <p>（新設）</p> <p>③青年等就農資金</p> <p>④スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金</p>

融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。
)

・
・
・

第4 運営等

(1)～(5) (略)

(6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

ア 必要とする借入額が3億円（法人にあつては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 設置要綱第3の4の(1)のウに規定する場合

イ (略)

(7)～(9) (略)

融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。
)

・
・
・

第4 運営等

(1)～(5) (略)

(6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

ア 必要とする借入額が3億円（法人にあつては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

(ア)・(イ) (略)

(新設)

イ (略)

(7)～(9) (略)

附 則（令和4年3月31日付け3経営第3158号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。